


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>				
						目次
<p>○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県職員退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">（以上県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【企業局】</p> <p>○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程</p> <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【議会】</p> <p>○ 岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正</p> <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【教育委員会】</p>	<p>総務学事課</p> <p>人事課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p> <p>総務企画課</p> <p>総務課</p>	<p>○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【警察本部】</p> <p>○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正</p> <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p> <p style="text-align: center;">【公安委員会】</p> <p>○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">（県例規集登載）</p>	<p>教育委員会</p> <p>県民応援課</p> <p>県民応援課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>目次</p>	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第三十八号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第一項」を「第二条第二号及び第九条第一項第六号の規定により、規則で定めることとされている事項を定めるとともに、同項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（個人識別符号）

第一条の二 条例第二条第二号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして次項に規定する基準に適合するもの
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号

五 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

六 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証の被保険者番号及び保険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

十二 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第一項の被保険者証及び同令第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項に規定する被保険者証及び同令第四十一条第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十四 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証、同令第三条第一項の加入者被扶養者証及び同令第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十五 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証、同令第九十五条第一項の組合員被扶養者証、同令第九十五条の二第一項の高齢受給者証並びに同令第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十六 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証、同令第百条第一項の組合員被扶養者証、同令第百条の二第一項の高齢受給者証並びに同令第七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

2 身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第二条の二 条例第九条第一項第六号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に基づく知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づく精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

二 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第四条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削る。

様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

個人	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係	
情報	社会生活、経済活動 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰
記	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 身体状況

を

録 項 目	思想、信教、信条等 □思想、信教及び信条 □人種及び民族 □犯罪歴 □社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 □その他 ()
そ の 他	□ () □ () □ () □ ()

個 人 情 報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項 □氏名 □識別番号 (個人識別符号を除く。) □性別 □生年月日・年齢 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □個人識別符号 □その他 ()
家 庭 生 活	□家族状況 □婚姻歴 □親族関係 □その他 ()
社 会 生 活、 経 済 活 動	□職業・職歴 □学業・学歴 □成績・評価 □所属団体 □資格 □資産・所得 □納税状況 □公的扶助 □取引状況 □賞罰 □その他 ()
心 身 の 状 況 (健 康 診 断 等 の 結 果 を 除 く。)	□健康 □身体状況 □その他 ()
そ の 他	□ () □ () □ ()

に定める。

	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	<input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 医師等による指導等

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十九号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条」を「第二条第一項」に、「職員（」を「職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。」に改め、同条第三号中「規定により」を削る。

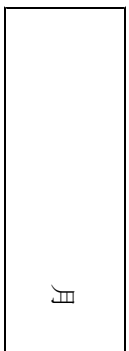
第十一条の次に次の一条を加える。

（条例第十条第十項第二号に規定する規則で定める者）

第十一条の二 条例第十条第十項第二号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職した職員であつて、法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
 - 二 法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者 退職した職員であつて、その者を法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
 - 三 法第二十四条の二第二項第三号に掲げる者に相当する者 退職した職員であつて、その者を法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば法第二十四条の二第二項第三号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第十条第十項第二号ロに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

様式第八号（第一面）中



を

平成29年7月4日 岡山県公報 号外

日
」

技能 習得	受講手当	日額	円	月	日	支給開始
	特定職業手当	月額	円	月	日	支給開始
手当	通所手当	月額	円	月	日	支給開始
寄宿手当		月額	円	月	日	支給開始

」

技能 習得	受講手当	日額	円	月	日	支給開始
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始
寄宿手当		月額	円	月	日	支給開始

」

様式第十号中

」

技能習得手当	受講手当	月額	円	月	日	支給開始
	特定職業受講手当	月額	円	月	日	支給開始
寄宿手当	通所手当	月額	円	月	日	支給開始
		月額	円	月	日	支給開始

を

技能習得手当	受講手当	月額	円	月	日	支給開始
	通所手当	月額	円	月	日	支給開始
寄宿手当		月額	円	月	日	支給開始
		月額	円	月	日	支給開始

を

を。

「（中略）「安定所」を「公共職業安定所」及び「1カ月」を「1月」及び「又は」を「、地方公共団体又は」を「（中略）」を「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」及び「すべて」を「全て」及び「1カ月間」を「1月間」を「（中略）」を「お」を「（中略）」を「地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に

平 成 2 9 年 7 月 4 日 岡 山 県 公 報 号 外

基 づ き 職 業 紹 介 事 業 を 行 う 地 方 公 共 団 体 の こ と を い い」 と 申 す な ら ぬ。

第 百 三 十 七 号 の 三 (第 三) 條 中 「 一 カ 月 」 と し 「 一 月 」 と し、特 例 受 給 資 格 者 証 又 は 被 保 険 者 手 帳」 と し、又 は 特 例 受 給 資 格 者 証」 と し、な ら ぬ。

様 式 第 十 八 号 (表 中)

⑨ 乗車 (船) の場所				⑩ 下車 (船) の場所						※計
※鉄道賃		※船賃		※車賃		※移転料		※着後手当		
距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	
km	円	円	円	km	円	km	円	km	円	円
/				/		/		km	円	円

平成29年7月4日 岡山県公報 号外

⑨ 乗車(船)の場所 (出発空港)				⑩ 下車(船)の場所 (到着空港)														
※鉄道賃			※船賃			※航空賃			※車賃		※移転料		※着後手当		※計			
距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額						
km	円	円	円	km	円	km	円	km	円	km	円	円	円	円	円	円	円	

める。

様式第十九号を次のように改める。

平成 29 年 7 月 4 日 岡山県公報 号外

様式第19号（第16条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			性別	男・女	受給資格者証番号								
	住所又は居所													
訪問事業所	名称	所在地												
※宿泊地	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係					公共 職業安定所関係					
※泊数	泊	泊	泊	泊					泊					
<p>岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第16条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">任命権者 殿</p>														
※公共職業安定所記載欄	区間	鉄道賃				船賃		航空賃		車賃		宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数
		距離 <small>(km)</small>	運賃 <small>(円)</small>	急行料金 <small>(円)</small>	計 <small>(円)</small>	距離 <small>(km)</small>	運賃 <small>(円)</small>	距離 <small>(km)</small>	運賃 <small>(円)</small>	距離 <small>(km)</small>	支給額 <small>(円)</small>			
	合計													
											求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額		円	
											差引支給額		円	

注意

- 1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に、申請者が退職当時所属していた任命権者に提出すること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十九号の二(裏)中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費(短期訓練受講費)」に
変更する(退職手当)に改める。

様式第十九号の三(裏)中「求職活動関係役務利用費」を「求職活動支援費(求職活動
関係役務利用費)」に変更する(退職手当)に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の岡山県職員の退
職手当に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)(様式第八号による失業者退
職手当受給資格者証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県職員の退職手当に
関する条例施行規則様式第八号による失業者退職手当受給資格者証とみなす。
- 3 旧規則に定める様式(様式第八号を除く。)(による用紙は、当分の間、所要の調整
をして使用することができる。

◎岡山県規則第四十号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の表五の項中「第二十四条の四第三項」を「第二十四条の四第五項」に改める。

第十八条中「第五十八条第六項及び第七項」を「第五十八条第七項後段」に、「申請は」を「同条第八項の申請は」に改める。

様式第四十四号中「第24条の4第2項」を「第24条の4第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第四十一号

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

(岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則(平成十四年岡山県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「知事」を「指定管理者(条例第三条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」に、「開所時間」を「知事の承認を受けて開所時間」に改める。

第三条第一項中「のとおり」を「に掲げる日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

第三条第二項中「知事」を「指定管理者」に、「休所日」を「知事の承認を受けて、休所日」に改める。

第四条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「条例別表の一に掲げる施設の利用又は同項に定める行為」を「同項の許可又は許可を受けた事項の変更」に、「利用等許可申請書(様式第一号)」を「知事」を「指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「利用者」を「利用者等」に改め、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、「いう。」の下に「及び利用者の行う催物等のために入所する者」を加え、同条第一号ただし書及び第五号中「知事」を「指定管理者」に改める。

第六条中「知事」を「指定管理者」に改める。

第七条中「知事」を「速やかに指定管理者」に改める。

第八条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「条例第五条第三項の

規定により使用料」を「利用料金」に、「使用料減免申請書（様式第三号）を知事」を「指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第八条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）を減免することができる。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

（指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部改正）

第二条 指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「第六条」を「第三条」に、「第九条」を「第十条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第一条の規定による改正後の岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則第八条第一項の規定による承認は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月四日

岡山県公営企業管理者

佐藤 一雄

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

個人 情報 の 記 録 項	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 性別
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係
	社 会 生 活 ， 経 済 活 動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰
	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況
思 想 ， 信 教 ， 信 条 等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

を

目	
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()

個人情報 情報の 記録 項目	基本的事項 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 識別番号 (個人識別符号を除く。) <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他 ()
	家庭生活 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他 ()
社会生活、経済活動 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	
心身の状況 (健康診断等の結果を除く。) <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実

に改める。

目	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導等 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月四日

岡山県議会議長 伊藤文夫

第一条中「いう。」の下に「第二条第二号、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（個人識別符号）

第一条の二 条例第二条第二号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして次項に規定する基準に適合するもの
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋
- 二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号
- 五 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 六 道路交通法（昭和三十五年法律第五五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証の被保険者番号及び保険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
十 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

十二 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第一項の被保険者証及び同令第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項に規定する被保険者証及び同令第四十一条第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十四 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証、同令第三条第一項の加入者被扶養者証及び同令第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十五 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証、同令第九十五条第一項の組合員被扶養者証、同令第九十五条の二第一項の高齢受給者証並びに同令第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十六 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証、同令第百条第一項の組合員被扶養者証、同令第百条の二第一項の高齢受給者証並びに同令第七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

2 身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第二条の二 条例第七条第一項第六号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に基づく知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づく精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含む、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号

において「健康診断等」という。）の結果
 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第四条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削る。

個人 情報 の 録 項	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	社会生活、経済活動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）
思想、信教、信条等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第一号中

を

目			
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()

個人情報 の 記録 項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 識別番号 (個人識別符号を除く。) <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 親族関係
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 親族関係
社会生活、経済活動		<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰
	心身の状況 (健康診断等の結果を除く。)	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体状況
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実	

に改める。

甲	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導等 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
---	--

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月四日

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則(平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

個人 情報 の 記 録 項	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 性別
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係
	社 会 生 活, 経 済 活 動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰
	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況
思 想, 信 教, 信 条 等	<input type="checkbox"/> 思想, 信教及び信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他 ()		

を

目	
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()

個人情報 情報の 記録 項目	基本的事項 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 識別番号 (個人識別符号を除く。) <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他 ()
	家庭生活 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	社会生活、経済活動 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()
	心身の状況 (健康診断等の結果を除く。) <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他 ()
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実

に改める。

田	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導等 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県警察告示第四十三号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月四日

岡山県警察本部長

西郷正実

様式第一号中

個人情報		情報		記載		項目	
基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> 犯罪歴	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 人種及び民族	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 犯罪歴

を

個人情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 識別番号(個人識別符号を除く。) <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他()
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他()
記 録 項 目	社 会 生 活, 経 済 活 動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他()
	心 身 の 状 況 (健 康 診 断 等 の 結 果 を 除 く。)	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他()
そ の 他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	
要 配 慮 個 人 情 報 の 記 録 項 目	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導等 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	

この紙を。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
-----	--	--

個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 識別番号 (個人識別符号を除く。) <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 親族関係
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 親族関係
	社会生活、経済活動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 賞罰
	心身の状況 (健康診断等の結果を除く。)	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 身体状況	
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()		
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 医師等による指導等	

に添付する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続